

# MIAU 法人賛助会員規約

## 第1条（総則）

1. この規約（以下「本規約」という）は、一般社団法人インターネットユーザー協会（以下「MIAU」という）に法人賛助会員として登録した者が、法人賛助会員として行う一切の行為及び MIAU が運営するサービスを利用する際の一切の行為に適用されるものであり、法人賛助会員は本規約を遵守するものとする。
2. 本規約の規定とその他の利用規約等の規定が異なる場合は、当該その他の利用規約等の規定が優先して適用されるものとする。

## 第2条（定義）

本規約において、法人賛助会員とは、MIAU の活動目的に賛同し積極的に MIAU の活動を支援する者として MIAU に申込みを行い、所定の会員登録手続にて承認された法人格を有する団体をいう。

## 第3条（会員登録）

1. 法人賛助会員になろうとする者は、MIAU 所定の会員登録手続に従い、MIAU の承諾を得なければならない。なお、会員登録を申請した時点で、法人賛助会員になろうとする者は本規約の全ての記載内容について同意したものとみなす。
2. 法人賛助会員になろうとする者が次の各号のいずれかに該当する場合、MIAU の判断により、会員登録の申込を承諾しないことがある。
  - (1) 法人賛助会員になろうとする者が、MIAU 所定の会員登録方法によらずに会員登録の申込を行った場合
  - (2) 法人賛助会員になろうとする者が、過去に本規約又はその他の規約等に違反したことを理由として強制退会処分を受けた者である場合
  - (3) 法人賛助会員になろうとする者が、法人格を有する団体であることを証明できない場合
  - (4) その他 MIAU が不適切と判断した場合

## 第4条（法人賛助会員の義務）

1. 法人賛助会員は、自らの負担及び責任において、法人賛助会員としての活動を行うものとする。
2. 法人賛助会員は、MIAU に対して下記の年会費を納入するものとする。なお、法人賛助会員の年会費の口数は任意とし、上限はないものとする。

年会費 一口につき 金 50,000 円
3. 年会費は、入会の際に初年度の年会費全額を MIAU の指定口座に振込にて納入するものとし、以後 毎年 4 月 1 日までに次年度分の年会費全額を MIAU の指定口座に振込にて納入するものとする（振込手数料は、法人賛助会員の負担とする）。なお、年度途中の入会であっても、年会費の減額は行わないものとする。
4. 一度 MIAU が受領した年会費については、事由のいかんにかかわらず、MIAU は返還、払戻し等を行わない。
5. 法人賛助会員は、法人賛助会員としての活動に必要なあらゆる機器、ソフトウェア、通信手段等を自己の負担及び責任において適切に整備するものとする。
6. 法人賛助会員は、法人賛助会員の登録情報に変更があったときは、所定の手続に従い、

速やかに MIAU に変更を申し出なければならない。

7. 法人賛助会員は、自己の登録情報及びパスワード等の不正利用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を持つものとする。

8. 法人賛助会員は、以下の各号に定める行為を行ってはならない。

なお、以下の各号のいずれかに違反したことにより MIAU、MIAU の社員又は第三者に損害が生じたときは、当該法人賛助会員は当該損害を賠償するものとする。

- (1) MIAU の団体名その他関連する名称で法律行為を行うこと（ただし MIAU の代表理事の承認を経てその承認の範囲内で行った場合は除く）
- (2) MIAU の団体名又はその他関連する名称で MIAU の活動目的に反する行動又は無関係な行動を行うこと
- (3) MIAU の名誉を毀損する行動を行うこと
- (4) MIAU が定める使用許諾条件に違反して、MIAU の成果、ロゴマーク等を使用すること
- (5) MIAU、MIAU の社員又は MIAU の会員が MIAU の活動のために秘密である旨明示して提供した情報を、開示者の指定した範囲を超えて開示し又は MIAU の活動以外の目的で使用すること
- (6) 法人賛助会員たる地位を第三者に譲渡または貸与すること
- (7) 異なる名義を用いて法人賛助会員の会員登録申込を行うこと
- (8) 年会費の支払いを遅滞すること
- (9) 本規約その他 MIAU が定める諸規約に違反すること
- (10) 前各号に定める他、MIAU に不利益を与える活動を行うこと

#### **第5条（法人賛助会員の権利）**

法人賛助会員は、MIAU が運営する法人賛助会員向けサービスを利用することができる（サービス詳細、利用条件、利用の対価等については、各サービスの利用規約に従うものとする）。

#### **第6条（任意退会）**

法人賛助会員は、MIAU に対して所定の退会手続を経ることにより、法人賛助会員たる地位から離脱することができる。

#### **第7条（地位の喪失、強制退会）**

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合、当該法人賛助会員は法人賛助会員たる地位を喪失したものとみなす。

- (1) 解散、合併等により法人が消滅した場合
- (2) 破産手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、特別清算手続開始の申立てがなされた場合若しくは任意整理の表明があった場合

2. 法人賛助会員が第4条第8項各号のいずれかに違反したと MIAU が判断した場合、MIAU は当該法人賛助会員を強制退会させることができるものとする。なお、この場合の再会員登録は原則として認めないものとする。

#### **第8条（本規約の変更）**

1. MIAU は、MIAU の判断により、本規約をいつでも任意の理由で変更することができるものとする。

2. 変更後の規約は、別途 MIAU が定める場合を除き、MIAU のウェブサイト上に表示した時点から効力を生じるものとする。

### **第9条（免責事項）**

1. 活動内容等を巡り会員間で紛争が生じた場合、当該会員間で解決するものとし、MIAU は当該紛争の解決その他一切の責任を負わないものとする。
2. MIAU は、本規約その他関連諸規定の制定改廃及びそれらの規定に基づき MIAU が法人賛助会員に提供していた各種サービス内容の追加、変更、中断、又は終了によって生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。
3. 本規約又はその他の利用規約等に違反する行為又はそのおそれのある行為が行われたと信じるに足りる相当な理由がある場合、MIAU は、当該行為を行った法人賛助会員に対し、第7条第2項に定める強制退会その他の処分を行う場合があるが、それによって法人賛助会員に生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

### **第10条（準拠法及び管轄裁判所）**

1. 本規約に関し訴訟等が発生した場合、その準拠法は日本法とする。
2. 本規約に関し訴訟等が発生した場合、東京を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。